

様

新居浜市監査委員 田 中 洋 次
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也
新居浜市監査委員 山 本 健十郎

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、平成 2 9 年 1 月 6 日から同年 2 月 1 7 日までの間に実施した定期監査について、同条第 9 項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第 1 2 項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

- 1 監 査 の 基 本 方 針 公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、事務事業が効率的、効果的に行われたかに重きをおいた監査を実施した。
- 2 監 査 の 対 象 経済部・総務部・出納室
- 3 監 査 の 範 囲 平成 2 7 年度に実施した事務事業全般
- 4 監査を実施した委員 田 中 洋 次・柿 並 哲 也・仙 波 憲 一
〔 仙 波 憲 一 平成 2 9 年 5 月 1 6 日付退任 〕
〔 山 本 健十郎 平成 2 9 年 5 月 1 7 日付就任 〕
- 5 監 査 の 方 法 関係部局等から関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。
- 6 監 査 の 結 果 平成 2 7 年度に実施した事務事業の執行については、概ね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。
今後においても、さらに適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、市民福祉の増進のため、なお一層の努力をされたい。
なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

経 済 部

1 経済部の主な事務事業

(1) 産業振興課

- ア 商業及び工業等の振興に関する事。
- イ 企業に対する融資及びあっせんに関する事。
- ウ 商業振興施設に関する事。
- エ 企業用地の造成及び企業誘致に関する事。
- オ 労働雇用に関する事。
- カ 勤労者福祉に関する事。

(2) 運輸観光課

- ア 観光施設の整備及び観光宣伝に関する事。
- イ 物産の開発、宣伝及び普及に関する事。
- ウ 観光交流施設及び東平記念館に関する事。
- エ 森林公園ゆらぎの森に関する事。
- オ 運輸に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- カ バス交通に関する事。
- キ 渡海船事業に関する事。

(3) 農林水産課

- ア 農業、林業、漁業の振興に関する事。
- イ 米生産調整に関する事。
- ウ 市有林の経営計画及び管理に関する事。
- エ 有害鳥獣駆除及び鳥獣飼養許可に関する事。
- オ 市民の森に関する事。
- カ 別子木材センターに関する事。
- キ 共同及び区画漁業権の調整に関する事。
- ク 漁港の計画、設計、施工、監督及び管理に関する事。
- ケ 自然農園に関する事。

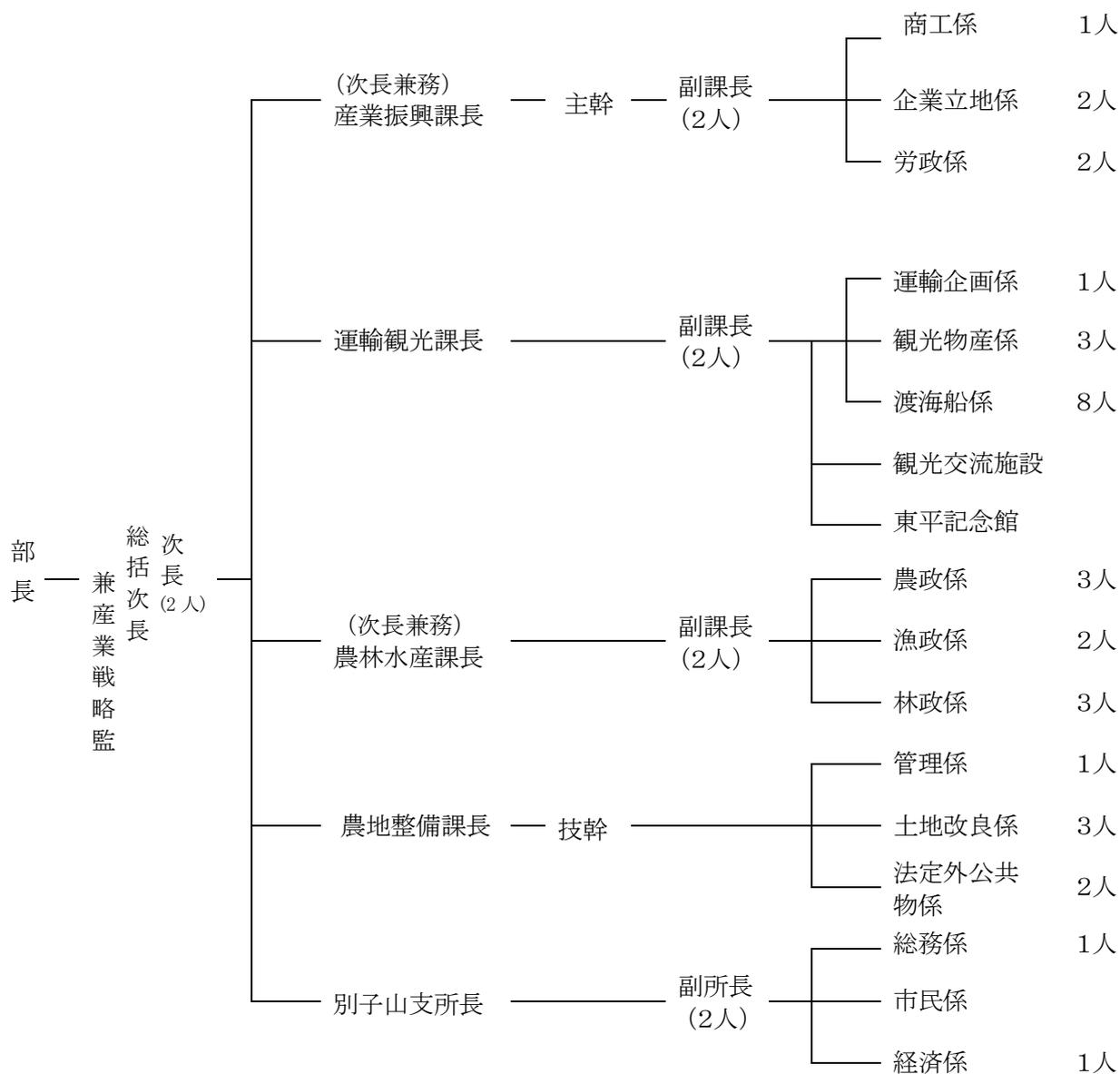
(4) 農地整備課

- ア 土地改良事業の計画及び推進に関する事。
- イ 土地改良事業の設計、監督及び技術指導に関する事。
- ウ 土地改良事業の受託工事の施行に関する事。
- エ 農業水利に関する事。
- オ 農業用樋門の管理に関する事。
- カ 土地改良区の設立、合併、解散及び運営指導に関する事。
- キ 法定外公共物に関する事。

(5) 別子山支所

- ア 庁舎及び庁舎敷地の維持管理
- イ 市税、国民健康保険料、使用料、手数料その他の収入金の収納事務
- ウ 戸籍の届書の受付並びに住民基本台帳及び印鑑に関する諸届の受理
- エ 住民票の写し、戸籍に関する証明、印鑑証明等諸証明の発行
- オ 水道に関する事項
- カ 観光、物産及び登山情報に関する事項
- キ 別子山地域バスの運行に関する事項

2 職員の配置状況 50人（平成28年4月1日現在）



3 平成27年度に実施した主な事業

(1) 企業立地促進対策費

産業振興と雇用の促進を図り、地域経済の発展に資することを目的に、本市に新設、移転等を行った企業に対し企業立地促進奨励金等の奨励措置を講じたことにより、高付加価値型、先端技術型への移行を促進するなど、本市産業の活性化と多様化及び雇用の拡大に寄与した。

<事業費> 516,256,317円

(2) 中小企業金融対策費

市内中小企業の育成振興を図るため、金融機関等に対する預託による融資制度を設けており、中小企業振興資金特別融資制度においては、運転資金、設備資金を低利で融資し、経営の安定等を図り、中小企業設備近代化資金融資制度においては、合理化と設備の近代化、ベンチャー企業の育成を図った。

また、平成14年度には中小企業緊急経済対策特別融資制度を新設、平成20年度には金融不安の影響に対応するため、中小企業緊急経営資金融資及び中小企業振興資金等利子補給補助金を新設した。

各融資制度により、中小企業の資金需要に応えると共に、中小企業の経営の安定、活力ある成長発展に寄与した。

<事業費> 407,294,091円

(3) 企業誘致整備対策事業

市内外からの企業立地を促進し、本市の産業振興・新規雇用の創出を図り、経済活性化に資するため、平成22年度に内陸部（観音原町）の工業用地確保に着手し、立地に係る条件整備等を行ってきた。平成27年度には、第1工区の造成、分譲を行った。

<事業費> 88,320,636円

(4) デマンドタクシー運行事業費

高齢社会に対応し、高齢者や障がい者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保するため、バス交通空白地域に新たな公共交通としてデマンド型乗り合いタクシーの運行を実施した。平成27年度は川東エリア、上部東エリア、上部西エリアを対象地域とし、15,560人の利用があった。

<事業費> 22,559,197円

(利用料収入 5,804,750円、国庫補助金等 6,610,269円含む。)

(5) 森林環境保全整備費

健全で活力ある森林を育てるとともに、国土の保全、水源かん養、地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能を発揮するために、間伐などの森林整備を推進した。

<市事業費> 4,078,000円

(6) 市単独土地改良事業

県で採択されない事業及び受益面積5ha以下の農地を対象とし、農道、かんがい排水施設等の農業用施設の基盤整備を進め、農業経営の合理化及び生産意欲等の増強を図った。さらには公益的側面として、生活道路の整備による交通利便性向上や雨水排除による自然災害防止効果

等の多面的な効果が得られた。

＜市事業費＞ 37,998,400円

(7) 別子山地域バス運行費

別子山地域と市街地とを結ぶ別子山地域バスの定期運行を実施した。また、四国中央市方面へのバス路線が廃止となり、地域住民の交通の確保を行うため平成23年5月から代替交通を運行していたが、平成25年度末をもって四国中央市方面の運行を廃止した。平成26年度からは、新居浜市街地と別子山を結ぶ区間を毎日3便運行しており、平成27年度の延利用者数は、5,332人であった。

なお、平成28年度からは毎日8便の運行となっている。

＜事業費＞ 17,430,761円

4 使用料、手数料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
工業試験場検査手数料	2,582,690	2,582,690	0
喜光地イベント広場使用料	119,520	119,520	0
自動販売機設置使用料 (商業振興センター)	203,549	203,549	0
商業振興センター使用料	167,982	167,982	0
端出場温泉保養センター使用料	11,224,550	11,224,550	0
自動販売機設置使用料 (東平記念館)	63,009	63,009	0
渡海船輸送収入	17,521,350	17,521,350	0
漁港施設使用料	13,176	13,176	0
自動販売機設置使用料(漁港施設)	78,000	78,000	0
登録手数料(林務)	10,200	10,200	0
法定外公共物使用料	1,073,831	1,073,831	0
水道使用料(別子山)	1,261,050	1,256,850	4,200
バス乗客収入(別子山)	1,366,000	1,366,000	0

5 指摘事項及び回答内容(回答は平成29年3月1日付け)

(1) ゆらぎ館の長期的視点での検討について

森林公園ゆらぎの森の施設であるゆらぎ館(宿泊施設及びレストラン)は、指定管理者の営業努力等により近年利用者が増加しているが、市内からのアクセスの不便さや冬季の積雪など立地上の制約は如何ともしがたく、収益施設として十分利活用されているとは言い難い。当施設は平成12年4月に建設されたものであり、現時点では多額の更新費用を要する状況にないが、将来的には維持費用が増加し、収支の悪化が進行していくものと予想される。

施設の利活用対策について担当課では種々検討しているようであるが、短期的な対策にとど

まることなく、施設のあり方を含め長期的かつ抜本的な視点で検討を進められたい。

(運輸観光課)

<回答>

森林公園ゆらぎの森ゆらぎ館については、短期的な対策として、指定管理者においては春季から秋季の利用者増を図るため、冬季の「はまさい」等市街地での各種イベントへの参加によるPRをはじめ、引き続き営業活動に努めていただくとともに、市においても、PR活動や着地型旅行商品販売専用サイトにおける宿泊誘導を実施するなど、積極的な誘客に取り組んでまいります。

長期的な視点での森林公園ゆらぎの森の利活用対策については、旧別子山村との合併の経緯や過疎地域自立促進計画における同施設の位置づけ等を踏まえ、平成29年度に策定を予定しております「(仮称)新居浜市観光振興計画」の取組のなかで、別子山地域における地域活性化拠点施設として同施設が果たす役割も含め、今後の施設のあり方や長期的な将来像について検討してまいります。

(2) 地域おこし協力隊の定住に向けた取組について

別子山地域では3名の地域おこし協力隊が、サトウカエデや地鶏の育成等を行う別子山未来プロジェクト事業への協力を主な業務として、地域振興のための活動を行っているが、これまでの事業活動の状況では隊員の定住に向けた自立や起業等は非常に難しいとのことである。地域おこし協力隊の任期終了後、全国的には約6割が同じ地域に定住しているとも言われている中、市としても定住に向け家賃の全額補助や活動経費の負担等を継続しているものの、現状ではこうした支援等だけでは定住の実現にはつながりにくいように思われる。

隊員への財政的支援のみならず、今後においては地元の意向とともに隊員の自主性や将来に向けての希望等も尊重しつつ、隊員が抱える課題等への対応にも積極的に関わり、地元と円滑な連携ができるよう調整役も担うなど、別子山地域に定住しやすくなるような幅広い取組を検討されたい。

(別子山支所)

<回答>

別子山地域において3年間という短い任期で一定の収入を確保し、4年目から地域の一住民として定住をするという目標は、地域の状況からみても簡単なことではないと思われまます。平成26年度から地域が主体となって取り組んでいる別子山未来プロジェクト事業におきましても、安定的な収益化には中長期的な取組が必要であり、隊員の任期と照らし合わせると、時間的余裕のないことが判断されます。

今後、行政としましては、各隊員の希望と判断によるものではありませんが、地域内事業所での就労等の提案も検討して、定住につなげたいと考えています。また、平成29年度からは、一隊員あたり100万円の起業支援補助金の新設等も予定しており、今後においても、別子山未来プロジェクト事業や地域の行事等に積極的に参加するなど、地域と連携を取りながら、隊員の定住に向けて取り組んでまいります。

(3) 別子山簡易給水施設管理業務の委託について

別子山簡易給水施設の管理業務は、5か所に点在する各施設の濾過槽、沈殿槽、取水口等の清掃、巡回及び塩素濃度測定等を行うものであるが、受託事業者から提出された月例報告書には従事者数等の記載がなく、受託事業者が要した実績総工数を把握することができない。

受託事業者は株式保有及び役員派遣の両面で本市と密接な関係を有する法人であることを考慮すると、委託料の適切性が担保されていることについて、慎重かつ厳格な検証と説明責任が求められる。常日頃からの適切な管理により業務遂行の実態を計数的にも十分把握し、必要ならば予算や仕様書の内容見直し等を行われたい。

(別子山支所)

<回答>

別子山簡易給水施設は、平成24年度から順次更新され、新施設と既存の管路や施設を利用する構造で、新旧施設の調整を行いながら維持管理を行っています。しかし、報告書だけでは実績工数を把握できないところもありますので、月例報告書に従事者数等の記載を行うこととし、実績工数の把握に努め、報告書による確認と、現地確認を引き続き行ってまいります。

今後、工数の把握と実態に即した業務仕様書の見直し等を行い、管理委託料の適正化を図ってまいります。

総務部

1 総務部の主な事務事業

(1) 総務課

- ア 告示及び公告に関すること。
- イ 公印の管守に関すること。
- ウ 文書の管理並びに収受、配布及び発送に関すること。
- エ 議案の作成及び配布に関すること。
- オ 条例、規則等の審査及び制定に関すること。
- カ 訴訟、不服申立て及び直接請求の処理に関すること。
- キ 情報公開の総合調整に関すること。
- ク 個人情報保護の総合調整に関すること。
- ケ 事務管理及び改善に関すること。
- コ 公平委員会の庶務に関すること。

(2) 人事課

- ア 職員の任免、分限及び賞罰に関すること。
- イ 職員の人事及び給与に関すること。
- ウ 職員の共済組合等に関すること。
- エ 職員の福利厚生に関すること。
- オ 各種委員会の委員の任免に関すること。
- カ 職員団体に関すること。
- キ 職員の定数及び定員の管理に関すること。
- ク 公務災害、労働安全及び衛生管理に関すること。
- ケ 職員研修の企画立案及び実施に関すること。
- コ 職員の健康推進に関すること。

(3) 契約課

- ア 入札（見積）参加業者の登録に関すること。
- イ 工事請負契約等に関すること。
- ウ 業務委託契約等に関すること。
- エ 物品の購入及び修理等の契約に関すること。
- オ 不用物品の処分に関すること。
- カ 工事の技術管理、施工管理及び検査に関すること。

(4) 管財課

- ア 市有財産の総括管理及び総合調整に関すること。
- イ 市有財産（用地を除く。）の取得及び登記に関すること。
- ウ 借地に関すること。
- エ 普通財産の管理、貸付け及び処分に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- オ 財産整理に関すること。

- カ 庁舎及び庁舎敷地の管理に関すること。
- キ 庁内の案内に関すること。
- ク 庁内の警備及び宿日直に関すること。
- ケ 庁用自動車の管理に関すること。

(5) 市民税課

- ア 市（個人及び法人）、県民税（個人）の賦課に関すること。
- イ 軽自動車税の賦課に関すること。
- ウ 市たばこ税及び入湯税の賦課等に関すること。
- エ 市民税の諸証明に関すること。
- オ 固定資産評価審査委員会の庶務に関すること。

(6) 資産税課

- ア 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- イ 特別土地保有税の賦課に関すること。
- ウ 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- エ 課税台帳等の閲覧及び縦覧並びに固定資産税の諸証明に関すること。

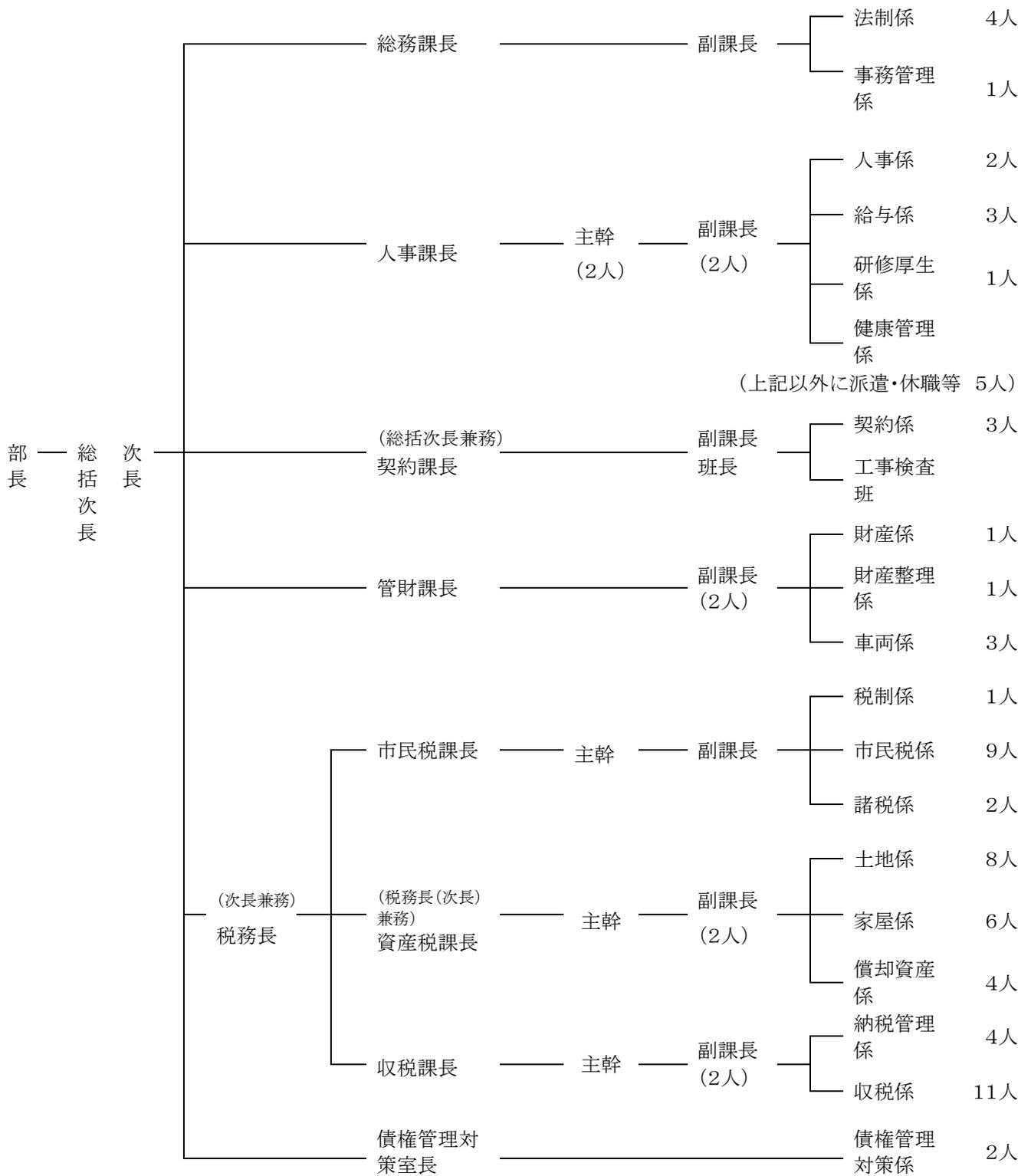
(7) 収税課

- ア 市税の徴収に関すること。
- イ 納税貯蓄組合に関すること。
- ウ 口座振替に関すること。
- エ 市税の還付及び充当に関すること。
- オ 前納報奨金の交付に関すること。
- カ 市税の徴収嘱託及び受託に関すること。
- キ 納税証明に関すること。

(8) 債権管理対策室

- ア 市債権の適正管理に関すること。
- イ 債権管理及び徴収に係る調査研究並びに総合的な調整に関すること。
- ウ 未収債権の徴収に係る支援、助言等に関すること。
- エ 特定の未収債権の徴収に関すること。

2 職員の配置状況 97人（平成28年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 職員定数と実人員の状況（平成28年4月1日現在）

（単位：人）

部局の別	定数	実数	過不足	臨時職員 非常勤職員
議会の事務部局	10	9	△1	0
市長の事務部局	638	613	△25	308
消防長の事務部局	134	133	△1	1
教育委員会の事務部局	45	43	△2	342
教育委員会の所管に属する 学校その他の教育機関	64	48	△16	
選挙管理委員会の事務部局	4	3	△1	0
監査委員の事務部局	3	3	0	1
農業委員会の事務部局	7	6	△1	0
水道局	45	37	△8	3
派遣職員	6	3	△3	0
計	956	898	△58	655

4 職員の任用及び退職の状況（平成27年度）

（単位：人）

任用	退職					
	定年	早期	自己都合	死亡	その他	計
27	11	2	5	2	1	21

注 国との人事交流職員、学校指導主幹の異動は含まない。

5 工事請負契約の状況（平成27年度）

契約方法	件数（件）	金額（千円）	平均落札率 （%）
一般競争入札	5	4,080,348	95.78
事後審査型一般競争入札	56	2,758,772	96.03
指名競争入札	235	1,765,131	95.07
随意契約	72	935,574	97.06
計	368	9,539,825	95.61

注 水道局及び港務局分を含む。

6 市税の徴収状況（平成27年度）

（単位：円）

税目	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	徴収率（%）
市民税	8,341,197,157	8,147,723,439	11,504,864	167,400	182,136,254	97.68
固定資産税	9,103,522,630	8,782,538,431	24,391,106	0	296,593,093	96.47
国有資産等 所在市交付金	11,757,000	11,757,000	0	0	0	100
軽自動車税	311,824,360	288,263,642	1,866,700	0	21,694,018	92.44
市たばこ税	871,518,919	871,518,919	0	0	0	100
都市計画税	1,215,117,794	1,162,660,245	4,223,696	0	48,233,853	95.68
入湯税	496,500	496,500	0	0	0	100
計	19,855,434,360	19,264,958,176	41,986,366	167,400	548,657,218	97.03

7 平成27年度に実施した主な事業

（1）債権管理対策費

平成22年9月に策定した新居浜市債権管理計画を平成27年9月に改定し、本市債権の適正な管理と的確な回収に取り組むため、滞納整理における進行管理を規定し、また、目標数値の設定による収入率向上等の方針を修正、追加した。

平成27年5月から平成28年3月までの11か月間に、保育所保育料、国民健康保険料、介護保険料及び下水道使用料で計40件の滞納事案の移管を引き受け、督促手数料及び延滞金を含めて5,824,020円を回収した（移管期間中の収入率37.55%）。

また、間接効果として、所管課における移管予告催告書による収入額1,750,874円、納付約束額6,651,339円の効果が出ており、これらの効果を合計すると、債権管理対策室での滞納整理に関する事務全体で、約1,423万円となっている。

8 指摘事項及び回答内容（回答は平成29年3月17日付け）

（1）職員提案制度について

職員提案制度による平成27年度の提案件数は6件に止まる一方、総合政策課を事務局とする業務改善提案は応募が皆無になるなど、提案活動は総じて活発とは言い難い。

提案制度の活性化は、「求められる職員像」である3C（チャレンジ、コスト、チェンジ）職員を育成する面でも有効と思われるので、活動がより積極的に展開されるよう関係課も交え、次の各面から幅広く検討されたい。

ア 職員の常に考える習慣づくりを促すという観点を明確にするため、人事課を事務局とする職員提案制度と総合政策課を事務局とする業務改善運動を一本化し、機能を強化できないか。

イ 前述の観点に立って、軽微なアイデア程度の提案も積極的に奨励するとともに、各課

所別または各人別に目標提案件数を定め、その必達に向けて職員間、課所間で切磋琢磨する好循環の輪を創出することはできないか。

(人事課)

<回答>

職員提案制度につきましては、職員の政策形成能力の向上や部局横断的な提案がなされるといったことが成果として挙げられ、平成28年度につきましては、基本研修を通して、若手職員に対し提案を促したこともありまして、提案件数が、14件となっております。また、業務改善運動につきましては、平成25年度から実施されており、職員提案制度との相違点としては、業務改善提案はプレゼンが伴わず、思いついたその場で提案が可能で、自分の提案に対して更なる改良が加えられ、所管課へ提案できるといったことが挙げられます。

しかしながら、ここ2年、業務改善提案制度での提案はなく、実施の見直し時期にきている状況であり、提案する職員の立場からも、よりわかり易い制度にする必要があると考えておりますことから、制度の一本化を図ることを視野に入れ、平成29年度中に両制度の見直しを行います。また、制度の一本化を検討する中で、より提案しやすい環境を作り、組織全体の公務遂行能力の向上に繋がる仕組み作りに向け取り組んでまいります。

(2) 時間外勤務の低減について

人事課では全庁の時間外勤務を抑制するため、種々対策を講じているが、平成27年度における時間外勤務の実績総時間数は2年連続の高止まりとなった。人員の増加が抑制される状況下で、多様化、複雑化する業務処理のため時間外勤務に頼らざるを得ない面があることは理解できるが、本市では課長級以上の全管理職がイクボス宣言を行ったところでもあり、部下職員の私生活を応援するため、時間外勤務の低減が強く求められる。

そのためには、業務の効率化を大胆に進めるとともに、特定の人に仕事が偏らない職場づくり、不急の業務は翌日に繰り越すという意識の浸透などが欠かせない。各管理職に対し、時間外勤務の抑制は自らの重要な責務であるという自覚を一層高め、部下からの時間外勤務の申し出に対しても、「その仕事は明日でいいから今日は帰りなさい」といった日々のきめ細かい指示が徹底されるよう啓発、指導を強化されたい。

(人事課)

<回答>

時間外勤務につきましては、新居浜市行政改革大綱2016において、経常経費による時間外勤務時間について5年間で10%削減するという数値目標を定め、低減を進めております。また、平成28年度は、27年度及び28年度上半期の時間外勤務実績について、各部局、各課所において、時間外勤務の平準化、削減に向けて具体的な検討、取組ができるよう、個人別、課所室別に「見える化」した実績データを提供し、定員管理についても、これまでも毎年度見直しを行ってきておりますが、28年度(29年4月)についても、業務内容や業務量等にも配慮した適正な人員配置を行っております。

平成26年度、27年度の個人別の時間外勤務の実績をみると、月平均30時間未満、年間360時間未満(厚生労働省が定める基準)の職員の割合は、26年度が85.4%、27年度が87.1%で、多数の職員がこの範囲に収まっている一方で、月平均50時間以上、年間600時間以上の職員が、減少はしておりますが、26年度4.4%(28人)、

27年度3.2%（21人）おりました。

現在、国においても働き方改革の一環として、長時間労働の是正について議論が進んでおり、本市においても、監査委員ご指摘の特定の人に仕事が偏らない職場づくり、不急の業務は翌日に繰り越すという意識の浸透などが必要であると認識しております。

今後は、管理職による業務改善及び業務管理の徹底とともに、一斉退庁時間の設定、個人別上限時間数の設定、有給休暇の計画的取得目標の設定など、先進事例を参考に検討を進め、可能なものから取り組んでまいります。

（3） 搜索の実施について

市税滞納者に対する徴収の基本方針は、差押に重点をおいた滞納整理を行うこととされており、市税徴収についての施政方針では毎年度、差押、搜索をした不動産や自動車等のインターネット等による公売についても積極的に取り組むとしている。しかし、財産調査の結果、差し押さえる資産がない場合に居宅や事務所に入り動産等を見つけ出す搜索については、愛媛地方税滞納整理機構が実施する際には立会いをしているものの、これまで市独自で実施したケースは結果的に1件のみとのことである。

搜索するというアナウンスが市税等の納付につながる効果も期待されることから、滞納処分の強化策の一環として市独自の居宅内等に立ち入る搜索について積極的に取り組むことができないか検討されたい。

（収税課）

<回答>

搜索の実施は、他の滞納処分と同様に、多くの善良な納税者との不公平感の是正、滞納を放置せず厳しい姿勢で臨むという本市の対応を広くアピールするとともに、滞納整理の一層の充実強化に向けた効果的な手段の一つであると認識しております。

現在、懸案でありました動産等の差押物件の一時保管場所の確保と搜索実施マニュアルの作成につきましては完了し、目標管理等に基づく計画的な取り組みを推進しているところでございます。

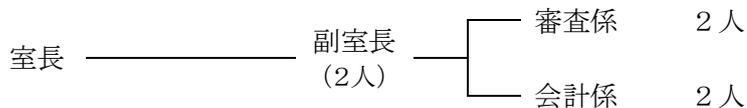
今後につきましては、搜索の有効性、効果等を十分に考慮のうえ、本格的な搜索が実施できるよう、人材育成を含めた実施体制を整備するとともに、積極的かつ計画的な取り組みを進めてまいります。

出 納 室

1 出納室の主な事務事業

- (1) 現金、有価証券、物品の出納及び保管に関すること。
- (2) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (3) 支出命令の審査及び支出負担行為の確認に関すること。
- (4) 決算の調製に関すること。
- (5) 小切手の振出しに関すること。
- (6) 資金計画に関すること。
- (7) 指定金融機関等に関すること。

2 職員の配置状況 7人（平成28年4月1日現在）



3 平成27年度に実施した主な事業

(1) 支出証憑の不備削減及び出納事務の簡素効率化

新財務会計システムの導入2年目となり、事業担当課からの新システムの操作等の問合せや証憑作成の不備は減少した。

また、平成28年2月1日からは、一部の節を除く確認書の貼付を廃止し、証憑への確認日の記載及び押印に変更し、物品の検収受領の受渡し場所欄を証憑から削除した。平成28年3月末には出納事務マニュアルを更新し、全庁に周知した。

これらの取組により、新財務会計システムによる支出証憑の不備は減少し、証憑作成事務の簡素効率化と審査精度の向上が図られた。

4 指摘事項

特になし